司 佉 修習生 に 関 す る 規 則 及 υĸ 司 法修習生の 修習資金の 貸与等 に関 す **ప** 規 則 Ø ___ 部 を 改 īΕ す る 規 則 新 旧

対照条文

(傍線の部分は改正部分)

第二条 関 係 司 法 修 習 生 Ø 修 習 質 金 Ø 貸 与. 等 に 峛 す る 規 則 伞 成 <u>-</u> + ___ 年 设 高 裁 判 所 規 則 第 + 号

第 以 下 一条 定する申請 (貸与申請 規則 司法修 法 裁判所法 という。 習 Ø) 议 方 生 式等) 下 の 留 修 「貸与申請」 $\overline{}$ 習専 和二十二年 第六十七条の三第一項に規 新 念資 金の という。 法 律第五十 貸与等 関する は、 九 号。 最 第 定する 以 _ 貸 条 下 与 法 申 裁 申 法 請 剕 請 修 と い 所法 習 0) **(**以 方 生 う。 (大等) 下 留 の 修 貸与申 和二十二年法 習 資 第六十七 担 金の 請 貸与等 という。 条の二第 律第五 に 関する + 項に規 は、 九 号。 規則 最

- 1 -

う。 Ø) 髙 条及 裁判 を最高裁 び次条第 所 Ø) 定 አን 判 ___ る 所に提 項 骐 に 項 お ż 出 ĺ١ 記 て 胾 し て し 貸与 Ĺ た なけ 申 申請 部 ればならな 3 * 以 下 ŀ١

2 · 3 (略)

V

(修習専念資金の貸与の方法)

第二条 貸与 前 12 最 規 定す で お 廚 項 あ ķ١ 裁 に 申 る修習 修習専 る て 判 規 誵 とき 所 定 がさ する 通 が 耳 念資 常 定 ħ は め 修 た 念資 金 当 뀁 る 習 日 金を 該 拁 期 Ø) 資 (法 開 間 n n た 与. V 第 60 始 (以下この と い 通常必 う。 六十 申 の 日 請 う。 以下同 ĮΞ 雟 Ŀ 貸与申 条の を 提 要な期間 $\overline{}$ 項及 三第一 ľ 出 0) 請 開 び第七条 始 が یلے た 項 à 0) し 日 は ħ 日 7 12

> う。 \mathcal{O} 南 条及 裁 判 び次 を最 所 0) 高裁 条第一 定 め 判 Ş 項 虹 所に提出 12 項 お を記 V L 7 轍 τ し 貸与 た し な 申 申請 け 請 ればな 錃 议 ځ 下 い

لا ا

2 · 3 (同上)

(修習

資金

の

貸

与

の

方法)

第二条 7 は、 所 定 'nŝ 修 す が さ る 꿤 当 定 る ħ 셸 修習 習資 修 習 該開 た め 間 日 る 金を 躛 始 期 O) 貸貸 ع 間 た 金 Ø 与 П Ļ١ V) ŀ١ 法 (以下 う。 12 逦 申 う。 第六十 貸与 常必要な期間 請 この 書を 以下 申 0) 提 請 開 項 同 七 及 ľ 始 出 か 粂 ż U の し の 二第一 第 ħ Ħ ع た たも 萷 七 L Ħ は、 粂 て最 水 7 項 司 賞 あ 12 0 ط る お 裔 項 与 に とき 4 裁 に 申 規 W *t*; ŧ 判 規 定

当 分 ع 末 쫬 た る に 応当 該 H 習 ъ さ し き 月 日 貸与 た Ø が 期 れ 以 は、 に の た 下 場 0) 応 通 な 雪 間 ځ 单 合に 常 仑 4 B n 通 前 当 る V١ 位 じ 常修 す 修 その な が 日 月 通 貸与単 す。 期 お 꾑 常 る に **(当** $\overline{}$ 冒 け 꿤 Ħ 期 お 開 修 該 習 $\overline{}$ Ø) ప 期 が 間 始 ١,١ 当該区 12 位 次 間 前 な Ø T 期 Ø Ø 係 期 B 属 0 0) П 開 間 V3 は、 る分 貸 する 誾 末 が 月 始 内 又 一分によ 与 日) 通常 は の 12 Ø) そ の 単 貸与単 か 初 ь H の 日 各 6 月 位 ま 修 に **~**そ *١*٠ 月 で 習 応当す に で 期 స て の あ お ħι 買 Ø) 期 は、 末 Ø 位 を貸与 日) Ø) 各 間 日 Į١ 期 るとき (貸与 圳 期 内 そ 12 τ 間 か 応 そ C の Ε (通 通 す 申 を 12 な 当 月 Ø ら X 常 W Ø V١

Ø

水

れ あ 晋 の 修習 に 0) は 間 始 す。 を る Ø 各 お 日 内 Ø 貸 $\overline{}$ 貸与する とき そ 日 期 期 捌 12 D V٦ 与申 問 間 間 又 τ 応 0) 日 の を 当 は各月 属 は、 ĮΞ 内 は、 月 区 -j- する 詂 61 に の そ ō¸ 岀 分 'n な そ る 末 Ø) 貨 ż l 41 Ε 日 に 該 の 旦 貸 **t**t 与 れ 以 た ع 月 12 $\overline{}$ 単 与単 場合 た 下 き の そ カュ 応 11 日 当 同 は、 末 の 6 τ 位 位 が ٢ する に 日 各 そ 期 貨 期 お 修 E X Ø 閒 __ 与単 間 꿥 応 け Ø 月 日 **⑥** Ø る 期 前 当 Ø が に 応当 C 位 次 当 問 B す 修 な 習 係る 習 期 期 0 該 Ø る V١ 区分に す 間 람 貸 噐 月 末 日 期 分か Ŀj. 該 が M 12 る を の 初 單 修 そ *t*; Ø) お らこ 日 ょ ま 開 漝 位 Ħ の V. V١ て 75 始 開 月 て

償 法 の 裁 堋 付 事 与. 判所 る 12 間ごとに定め 修習 ことが 申 Ļ 櫅 寸 ることが か 請 ŋ 0) 専念資金 交付 定 ある に係 7; $\langle \mathcal{O} \rangle$ た õ し Ö でき 事実 Ŋ, τ Ε 5 は、 貸 ま れ を確 与 次 な 修 で ఫ 習 + V. E 額 粂 る ځ 專 認 の O) 最高 修 習 き 念 す f 規 資 は、 る 0) 定 ٤ 裁 専念資金を、 金 ح 15 す をそ 判所の より そ る。 75 Ø 各貸与 日 Ø) で 定める方 E きな ただ 後 まで 12 最高 单 交付 L V١ 位. ĮΣ

2

修修 專 念資金 の

第三条 き十万 とする 傪 円 習専 (以下この条 念資金 Ø 12 額 お は Ų١ τ _ 貸 基 Ŀĵ. 本 單 額 位 期 ع 問 V٦ に う つ

修習専念資金 Ø) 貸与を受け よう ٤ す る 者 又 は 修

2

2 ごとに き から あ 交 定 12 付 でき 倸 る ఫ b修 る ఫ 習 た L 定め め Ŋŗ τ В な 资 寒 益 ま 金 V١ とき を 与. で 修 6 は、 꾑 確 す K ħ は、 認 る 次 资 る 企 す ŧ 額 蚁 条 そ をそ る Ø 酒 Ø) σ 修習資金 ٤ 裁 Ø ۲ 規 判所の 0) 宇 日 定 ఫ్ 後 В が に より ŧ で 15 ただ 定め 交 付 き な を、 で ΙZ 各 貸与 る 禝 す 交 V١ Ļ 方法に ること 付 等 裔 裁判 貸 崩 す 0) IJ 与. 位 † が 申 ょ 所 期 藷 n Ø 闘

(修 資 金 の 額)

第三条 十三万 円 修 習 (以下 <u>资</u> Ø Ø 額 条 は 12 お ____ 贷 6.5 τ 与. 单 基 位 本 期 額 間 に ح つ き 二 ķ١ う

۲ す

2 修習資金の 貸与 を受け よう غ す る 者 又 は 修習資

変更する。

変更する。

変更する。

変更する。

変更する。

変更する。

変更する。

変更する。

変更する。

- 様の事情にある者を含む。)がある場合配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同
- 一日までの間にある子がある場合 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十
- 項第二号に掲げる子を除く。) がある場合 古年法律第九十五号) 第十一条第二項に規定す 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十三)

金当該各号に定める額に変更する。 掲げる場合において、修習資金の額を一貸与単位期間につしたときは、修習資金の額を一貸与単位期間についたときは、修習資金の額を一貸与単位期間についたときは、修習資金の額の変更を申請

- 場合 十八万円 基本額未満の額の修習資金の貸与を希望する
- 規定する扶養親族(同項第一号に掲げる配偶者村る日以後の最初の三月三十一日までの間にある子又は一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十一条第二項に配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同二)配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同二)

合 二十五万五千円 及び同項第二号に掲げる子を除く。)がある場

り受け、家賃(使用料を含む。)を支払ってい 自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借

合 二十八万円 前二号に掲げる場合のいずれにも該当する場

- 6 -

る場合

二十五万五千円

3 者が 習資金の額を ఫ て修習資金の額 項 額に変更する。 更に同項各号に掲 の規定による修習資 貸与単位期間につき当該各号に定 の 変更を申 げ る場合 金 の 額 斋 に該当す の たときは 変更を受け

(削る)

4 前二項の規定による修習資金の額の変更を受け

前項の規定による修習専念資金の額の変更を受

3

更 申 け する。 た者が 請 したと き 修習専念資金の は 修習専念資金 額 の 基 Ø) 本額 額を基本額 \sim の 変更を に 変

4 前二項 なけ 事. 項を記 れ ば の なら 載 規 定 し *†*ድ た 12 申 ょ 鹬 る 酃 申 を最高 譮 は、 裁 瑕 判 河 所 裁 12 判 提 所 出 0) し 定 め τ

5 合 Z に よる 前 粂 つ 修習 ŀ١ 第 て 狸 項 専念資金 用 Ø する。 規定 0) は、 額 第二 σ 変更の 項 及 び 申請があ 第三項 つ 0 規 た 定

6 7 れ ķ١ 第二項に にも ప ないこととなっ 司 該当し 法修習生が 定 め ない る額の こととなっ た日の属する貸与単 修習専 同項各号に掲げる場合 念資金 たときは、 Ø) 貸与を受け - 位期間 当 該 の 該 V١

> た た とき 者が、 は、 修 習資金 修習資 の 金 額の の 額を基本額 基本 額 \sim の に 変更す 変更を申請 . ప్

5 る 事項 *t*z 前 三項 け ħ ż. 記 ば Ø なら 規 載 定 し な た 12 申 ょ 6) 鶕 る 畵 申 を 調 最 は 南 裁 履 判 南 所 裁 に 判 提 所 出 Ø L 定 τ め

6| 規 合 につ 定 前 に 粂 ţ 第一 ٧١ て準用 る Ą 修習資金の Ø 規定は、 する 額 第二 Ø) 変更の 項 かり 申 5 請 第 が 四 項ま あ っ た 데 0)

- 7 -

7 꾑 資金 第二項 当該該当しないこととなっ に掲げる場合に該当し 0) 各 貸与を受けて 뮹 第一 号 V ŧ ないことと る司 除 ₹, た日の属する貸与単 法修習生が ᅱ とこ なっ 定 め たときは る 当該各 額 Ø) 修

で 次 あるときは、 0) 贷与单 位 期 当 一該貸与 **へ**そ 0 単 H 位期間) 'n. 貸与単 以 红 降に係 期 間 σ ఫ 初 修 E

0

初

B

であ

るときは、

当該貸与単位

期間)

以降

位

期

間

0)

次

0)

貸与単位

期

間

(そ

Ø

Ε

か

貸与

崩

位期

إر

係

る修習資金

0)

額

を基本額

に変更する。

ただし

同

項第四号に掲げ

る場

合に該当

な

Þ١

こととな

習専念資金の額を基本額に変更するであるときは、当該貸与単位期間)

(保証人)

3

お

該当するときは

当該各号に定める額に変更す

2

た者

が同項第二号又は第三号

に掲

げる場合にな

第 兀 6 K 掲げる ない。 条 修習資金 W ず れ カゝ Ø) Ø) 貸与を受け 者 を保 証 ょ 人 に う <u>Σ</u>Σ ځ て -j- な る け 者 ħ は、 ば な 次

一・二 (同上)

2 前項に規定する保証人は、修習資金の貸与を受

保保

証

人

第 四 条 次に 掲げる 修習専念資金 61 ず れ か の 0) 貸与を受け 者 を保 証 ょ 人 に う 立 بح する者 て な け żι は

ば

なら

な

٧\ •

一·二 (略)

前項に規定する保証人は、修習専念資金の貸与

2

を 受 け た 者 と連 帯 し τ 債務 è 負担 す る f Ø ع す る

3 + ---民 粂 法 Ø 規 明 定 治二十 は、 修習専念資金の 九 年法 律 第 八 + 貸与 九 号) に 第 つ ١١ 23 て 百 は Ŧī.

(修習専念資金の貸与の終了)

適

用

し

な

第 六条 修 生 き 習 12 で 次 は あると 專 0) つ 念資 贫 滒 ٧١ 修 与 該事 て次に掲げ 習専念資金の き 单 金 を 位 由 は、 貸 水 期 与. 生じた 当 該貸 る事由 ~ そ 貸与を受け な 与 Ø Ħ い 单 日が貸 の属す Ø ₽ ķ١ 0 並 す とす 期 間) 与単 る T れ 貸 か ŀ١ (与単 以 位 が ŏ 生じ 降 期 司 E 法 間 位 係 圳 た 修 の 初 胃 مغ 習

(略)

けた者と連帯して債務を負担するものとする。

3 + な ___ 民 条 法 の (明 規 定は、 治二 + 修習資金の 九 年 法 律 第 貸与 八 + に 九 号) 2 ٧١ τ 第 は 四 適 百 五

(修習資金の貸与の終了)

第

- 9 -

六 資 ある \mathcal{O} 2 金 当 Į١ 条 货 を とき 該事 て 貸与し 単 次 修習資金 に掲 由 位 は 期 が 生じ 当 間 ける事由 な 該 0) VI ~ そ 贷 た日 貸与を受け 0) 与. Ø) 単位期 Ħ Ø) の属する が ŲΝ 貸 すっ 与単 間) て ħ 貸 か V 与単 以 位 办: る 生 降 拁 [[[位 じ と 間 法 期 た 修 σ 間 ع 習 る 初 B Ø) き 生 で 次

一(司上

罷免されたとき。 二 法第六十八条第一項又は第二項の規定により 二 計

三~五 (略)

(修習専念資金の返還の期限等)

第 返 逫 1 た 選 後十年 *o*) 粂 は、 た 終 をすることを 了 修 年 以 し 꾑 最 珥 賦 内 た 念資 高 で 月 σ 裁 最 σ 均 等返還 翌月 髙 金 妨 判 げ 裁 所 0) な 返 剕 カゝ 0) 遷 ら起算 V1 定 Ø 所 方法 め の の 定め 圳 るところに に し 限 τ ょ る は る E 五 年を経 通常修 ₹) ع ፗ Ø Ļ ŋ ع 繰上 する そ 過 習 の 期

の定める事由)
・ (法第六十七条の三第三項に規定する最高裁判所

七条の二 法第六十七条の三第三項に規定する最

第

二 法第六十八条の規定により罷免されたと

き。

三~五 (同上)

(修習資金の返還の期限等)

第 年 以 七 ることを 最 膱 内 た 粂 7 月 高 0) 最高 0 修 裁 均 妨 習 剕 等 翌 戸か 資金 げ 返 所 裁 な 遻 Ø 判 の 定 所 5 の い 起算 返 還 め 方 Ø) 法 定 るところに K B し 0) よる て 五 る日 期 限 b 年を経過 ٢ は より O) ŕ 修 ٢ 繰上 する。 そ 習 し の 期 た 返 間 返還をす ただし 後十年 還 Ø) は、 終了

(法第六十七条の二第三項に規定する最高裁判所

の定める事由

第七条の二 法第六十七条の二第三項に規定する最

髙 裁 所 の 定 め ప 45 由 は 次 12 掲 げ る ŧ の ح す る

蕳 裁 判 所 O 定 め る 廚 由 は 次 12 撂 げ る b の すっ

る

俸 う + 科 最 の O) Ø ح 院 大学 高 所 性 六 号) 裁 質 で ط 得 꽙 た 院 判 包 給 め ż あ V١ を 第 有す の 2 所 う。 有 料 念 学 資 借 的 て、 九 の し $\overline{}$ 衝 + 校 ŏ 金 入 یے 定 な す 法 教 7. 紿 金、 Ø 仓 九 め Ų١ 条第二項 俗 る 暼 育 る あ 峕 *1*5. (最 ъ に 法 期 12 歳 与 ప (次 蔼 Ø) 必 朅 倷 翼 雹 及 昭 合 뮹 裁 ž 要 12 る 受 剕 12 け ŀ١ な 和 b に に 所 Ű 所 う。 学 規 __ け は í, 得 趪 た 定 -|-の 韼 ప を 与. 者 61 V١ 定 及 す 収 て て ÌΈ が V١ う。 W 15 ぴ õ 年 入 び 給 _ 能 車 法 金 当 給 ఫ に 与. お ь 力 門 律 額 該 与. 所 H る を 職 第 峕 以 得 Ø) 所 れ (法 培 大 0 ĥ

号) 裁 得 衡 ع で ٢ た を有 を 院 剕 あ 11 を 給 0) E 2 第 所 う。 有 料 習 (学 借 的 て、 九 Ø し す 資 $\overline{}$ -|-賃 入 ىغ 校 定 な る 金 給 金、 す 法 教 で 金 九 め VY Ø 懜 粂 育 者 与. 盆 ప る あ 令最 歳 £ Z 第 法 期 る 12 与 (次 扅 σ 必 間 場 倸 費 を $\overline{}$ 項 詔 号 及 裁 を 要 に 合 る 受 な に 和 E ĒĒ 判 V١ お に び け <u>-</u> -|-学 規 所 う。 け お お 得 賞 た Ø 識 定 与 者 る W UN を すー 並 定 及 収 て て Ų١ λί う。 び る 年 め 12 入 び 44. Ka る 能 専 法 金 当 給 C 与 お $\overline{}$ 力 門 律 額 該 f) け 与. 所 第二十 0) 3 を 職 潪 以 得 歽 北 (法 修 培 大 Ø 得 外 Ġ 学 学 う 最 科 0 Ø) 俸 六 大 性 給

ĮΞ 該 控 を 除 揭 者 除 当 げ 12 該 し た 期 次 る つ 117 問 믕 4× 砂 由 T 額 中 12 次 Ø 12 お 粂 から 返 V١ W 第 = 還 ᆌ 7 rk 百 し 並 項 万 た カン に 第二号 が 円 ح \neg 生 き 借 以 じ 下 は 入 金 た カコ L. そ ط 5 あ ਣੇ 第 రే مغ O) を 五 返 V١ ٢ 逫 除 믕 う ま 額 (当

項 万 l 該 第二号 定 円 た 期 外 す 習 以 残 間 Ø) 下 額) る 者 専 EП 念資金 か で 1. 期 で 返 5 あ ታነ 胃 あ 第 選 12 る 6 る 五号 必 場 し お の ٢ 要 た け 合 Ř 経 ŧ مغ ă 12 与 **(**当 で 費 き 総 お を 該 受 に 玄 は、 収 V١ 控 掲 け 峕 入 $\overline{}$ げ に 除 そ た 企 宗 る L Ø 額 沓 2 該 Ħ た 返 办言 Ų١ 借 者 給 由 て 残 選 額 O) 次 額 入 0) 与 粂 か 金 前 所 い ž 三百 す 第二 控 玄 F 得 除 当 九 12

> げ <u>ا</u>ت L 該 ఫ つ た 期 43. V١ 残 間 号 額 中 由 7 に 0) 次 12 お 返 条 が V. V 第 寸 = 遻 7 北 百 L 崩 項 万 た かゝ łΞ 第 が 円 ځ -, 生 二号 以 さ じ 下 は 入 金 た か で そ ٤ 6 あ 第 õ さ مغ 0) $\pm i$ ۲ 返 朰 しい i 除 무 ٢ う まで 額 当 を に 該 控 を 者 当

二号 間 寸 以 残 0) 下 額 ᇣ る 者 カゝ で に 期 で 꾑 5 あ カュ 返 間 あ 資 第 õ ら 選 12 る 金 五号 必 お 場 し Ø) ع 要 た け 合 貸 まで 経 ٤ る 12 写. 当 鹫 総 き お を 該 は 受 2} ž W 収 揭 者 控 入 て け げ 12 除 そ た 金 当 る Ø 額 者 0 l 36. い た 返 該 が 借 峕 由 て 殎 選 給 額 与 Ø) 次 額 入 Ø) W 粂 が 金 前 所 を 第二項 ず 控 を 뮹 得 当 百 除 K 峕 れ 万 し 該 規 以 カゝ żζ 第 円 た 抓 定

*ከ*ነ がゞ 生 じ た ときを 除

朔 限 Ø 利 益 の 喪失

第 0) 求 は、 に 八 夈 全 に つ 部 基 第 Ų١ 玄 づ 七 て 返 次 習 き、 粂 邌 12 専 Ø 念資 し そ 規 掲 *t*c 定 げ の 金の Õ H 指 12 定す 九 か 骐 II 貸 由 か る な わ 0) 与. 6 日 ż 6 1 まで ず、 受 ず な け い n 1 最 カュ た 水 潪 商 裁判 生じ 返 は、 還 未 所 そ た 済 ۲ Ø) 0) 部 눔 者 額

正 当 日 ŧ でにこ な 理 由 ታነና れ を な 返 還 < T 修 し 習 な かっ 専念資金 たと を返 巡 寸 べ

ſ 四 路

2 第 ٧١ t て 条 次 꾑 の 1. 専 規定 揭 念資 げ に る 金 事 カゝ の 貸 由 カュ わ 与 Oを 5 W ず 雪 受 ħ け 直ち か た が 者 12 生じ は 返 還未 たと そ Ø) き 峕 済 額 は 12 2

> 生 じ た ځ ㅎ を 除

期 限 0) 利 益 Ø 燛

第 基 八 部 第 V١ を づ 1: て 条 返 き、 条 次 遻 の 12 そ 揭 꾑 L 規 の .定 資 な げ 金 指 Ó け 1 の れ 定 藝 カゝ ば 寸 由 貸 か な る わ Ø) 与. Ħ 5 を 6 V١ ま す、 旷 受 な で け b.v. れ 12 最 た カュ 膚 が 者 生 返 裁 は じ 還 判 た そ 未 所 済 0) ٢ Ø 額 計 き 者 求 は に の に

ŧ で ΙE 当 12 これを返 な 理 由 が 選 な し < な τ 修習資金 か 0 た ځ を返 還 す \sim き

四 [ii] £

2 条 次 12 Ø) 修 規 掲 習資 げ 定 12 る 金 事 か 0 貸与 由 カゝ わ \mathcal{O} を 6 い -j= すっ 安 ħ け 直ち た か 沓 が 生じ 12 は 返 逫 *1*= そ 未 ع Ø 者 済 き は 12 2 第 1/1 1 て

を 返 逫 し なけ れば な 6 な

Ļ١

全

部

を 返

遷し

†\$

什

れ

ば

な

6

な

しい

六 同 上

·返 遻 明 細 1 0) 提 出

第 九 細 ~ 請 K 12 ** 条 係 を 最高 最高 3 修 修 꼽 習 资 裁 裁 Ø. 金 判 判 金 所 所 Ø 當 Ø 12 Ø 提 定 殿 与 を受け 出 Ø 後 る 0 し 貸 な 骐 項 与 た け á 単 者 れ 36 ば 位 は、 な 載 期 そ 5 し 間 た な の σ 末 返 賞 ٧١ 選 日 与 ま

2 뽗 割 裁 明 꾭 前 細 判 資 項 金 藩 所 0) を Ø を 規 贷与 最 指 定 闯 定 1 裁 す し カュ 判 る 15 カコ 所 日 ŀ١ わ 12 ŧ Ł 5 提 で ず、 0) 出 に、 ٢ さ 第 L な 前 北 六 け 項 た 条 場 に 九 の 規 合 ば 規 な 定 12 定 5 す は、 に *†*} , る 返 ょ 漫 い り

与 0) 末 申 П 請 ま **{**こ 係 で 12 る 念資金 修 習専 収 高 裁 念資 剕 金 所 0) Ø Æ 设

な

٧V

た

返

選

明

細

靐

を

最

窩

羧

判

所

12

提

出

し

な

け

h

ば

な

B

ఫ

业

項

ŧ

記

載

後

0

貸

<u> 15</u>-

単

位

期

間

第

九

粂

修

꾑

專

の

貸与

を受け

た

者

は、

そ

Ø)

蛋

。 返

逫

明

細

*

0

提

出

5

六

(略

2 る 返還 꾑 最 前 高 項 明 裁 の 判 細 資 規 所 金 ङ 定 を を 12 Ø) 最 貸 指 か 定 与 商 か 裁 す し わ 判 る 7 6 所 П ず、 W に ŧ ţ 提 て 0 第 に 出 ۲ 六 さ 粂 し な 声 11: の け 項 た 規 12 場 12 定 規 ば 合 12 な 定 {Z ょ 7 は ŋ

な

ķ١

(延滞利息)

第十条 理由が 計算し 選 Ø) 翌日 れを返還 すべ な く 修習専念資金の貸与を受け た延滞利息を支払 き かゝ ら返還 額 に Ĺ て修習専念資金を返還すべ つ *ነ*ኒ き Ø 办 年 B 2 ---ま たときは、 兀 で わ の な Ъ. 期 け バ H 1 当 れ Ø 該返 た ば セ Ħ な 数 者 ン 2還すべ き日 6 12 ۲ は、 応じ、 な Ø ま Œ 割 V. à 当 合 で 返 В K な

(修習専念資金の貸与及び返還に関する書面の提

비

第十 け、 Ø 証 J 人となるべき者に __ 条 か 又 は受け 最高 叔 res よう 裁 裁 判 判 とする 所 所 Ø) 対 は、 定 Ļ 者及び 篋 めるところに この 習 車 その 規 念資 則に 保証 金 より 定め Ø 貸与を受 人又 るも 修習 は保 Ø

(延滞利息)

第

が 十条 延 選 額 5 な 滞利 E 返 し 遾 つ な < 息を支払 き 年 修習資金 Ø 办 て修習資金を返還すべ B つ 上四四 たと まで b き の貸与を受け O) tz \mathcal{F}_{L} 期 は、 け z.º 間 当 れ 1 Ø ば 該返還す セ B なら 数に応じ、 ン 늗 ŀ た 13 Ø E 者 割 V١ ベ ま は、 合 き で 12 \mathbb{E} で 返 Ħ 遻 当 計算した の す ZZ. れ な ベ Ħ を 理 由 à 'n 返

(修習資金の貸与及び返還に関する書面の提出)

第 + ٢ 叉 か な る は 受け 最 枀 高 べ き者に よう 裁 最 商 判 所 ٤ 裁 する者 判 の 対 定め Ļ 所 は この 及び るところに 修 規則 そ 習資 の保証 に定 金 ţ Ø 貸与 8) 人 ŏ 叉 ę, は を 修習資金 0) 保 受 証人 0) け l3

専念資金の貸与及び返還に関し必要と認める書面

の提出を求めることができる。

(補則)

第十二条 ے 0) 規 則 に 定 Ø る ŧ, 0) Ø II カュ 修 꾑 専念

資 金 0) 貸 与. 及 U^{ϵ} 返 遻 に 関 し 必 要 な 747 項 は 最 阍

判所が定める。

の貸与及び返還に関し必要と認める書面の提出

求めることができる。

(補則)

第 十二条 Ξ Ø 規 則 12 定 め る Ъ Ø の 13 カゝ 修習 資金

の貸与及び返還に関し必要な事項は、最高裁判所

が定める。